

# 土壌汚染対策法第4条第1項に基づく 土地の形質の変更届出書作成の手引き

## 1 概要

法4条第1項の規定により、一定規模以上の土地の形質の変更（掘削や盛土）をしようとする者は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに金沢市長へ届け出なければなりません。

## 2 届出の対象となる行為

土地の形質の変更の面積の合計が3,000㎡以上となる場合は、全て届出の対象となります。

また、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地の場合は、900㎡以上が届出対象となります。

### 【届出が不要な行為とは】（規則第25条）

次の①から⑤のいずれかに該当する行為は、3,000㎡以上(900㎡)であっても届出不要です。

- ① イからハのいずれにも該当しない行為  
イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること  
ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。  
ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること。
- ② 農業を営むために通常行われる行為であって、土地の区域外へ搬出をしないもの
- ③ 林業の用に供する作業路網の整備であって、土地の区域外へ搬出をしないもの
- ④ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- ⑤ 非常災害のために必要な応急措置として行う

## 3 届出義務者

土地の形質の変更をしようとする者であり、施行に関する計画の内容を決定する者です。

例えば、土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当し、また、工事の請負の発注者と受注者の関係では一般的に発注者が該当します。

## 4 届出期限

土地の形質の変更に着手する日の30日前まで。

「着手する日」とは、実際に現場で形質の変更を行う日のことをいいます。

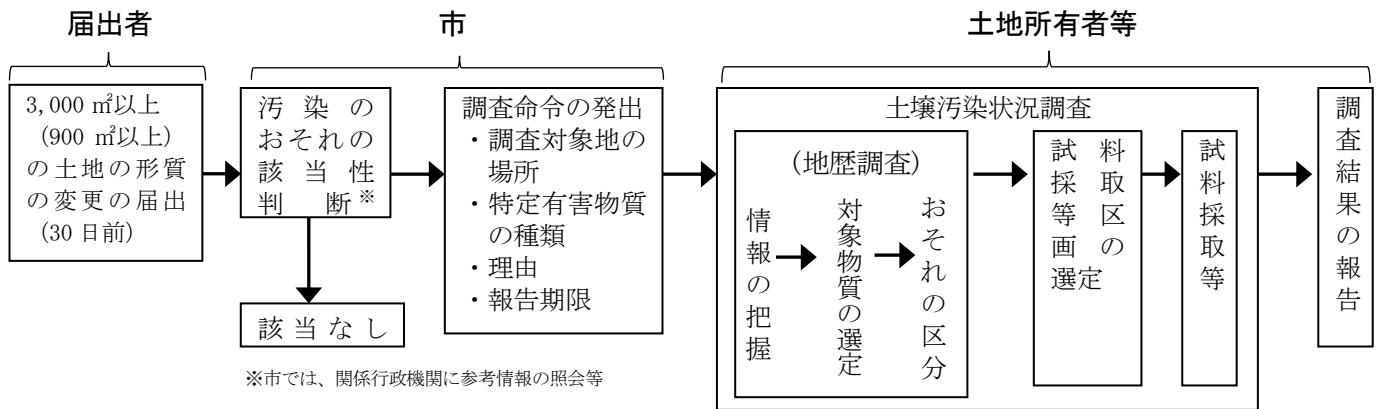
(参考) 算定方法

5月1日	5月2日	5月3日	...	5月30日	5月31日	6月1日
提出期限	中 30 日					着手日

## 5 届出に際し必要な書類

別紙「提出書類一覧」をご確認ください。

## 6 届出の流れ



届出を受けた市は、当該土地が、次の(1)から(5)のいずれかに該当するときは、土地の所有者等に対し、指定調査機関に調査させて、その結果を報告するよう命じます。

- (1) 土壌の汚染状態が指定基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- (2) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- (3) 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- (4) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設（環境大臣が定めるものは除く）に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- (5) (2)から(4)と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が指定基準に適合しないおそれがある土地であること。

## 7 その他

- (1) 提出部数等  
正本1部。なお、控えが必要な場合は正本のほかに副本を1部提出してください。
- (2) 罰則  
届出をしない場合、虚偽の届出をした場合、調査を命じられたことをしない場合は、罰則があります。

## 8 届出先（お問い合わせ先）

金沢市環境政策課 金沢市柿木畠1丁目1番地

電話076-220-2508

<チェックリスト> ※当該チェックリストも届出と併せて提出してください。

① 届出書様式	チェック
<p>一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第6）                  ※様式は、環境政策課HPからダウンロードできます。</p>	
② 添付書類等	チェック
土地の形質の変更をしようとする場所の付近見取図及び広域図	
<p>土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図、断面図                  ※土地の形質の変更が行われる範囲が明示され、掘削部分と盛土部分が区別して表示されている必要があります。</p>	
<p>土地の所有者等を確認できる書類                  ・土地の登記事項証明書の写しその他の当該土地の所有者等の所在地がわかる書面                   ・公図の写し（土地の形質変更の場所全体の地番がわかるもの）</p>	
<p>※ 土地の形質の変更をしようとする者が届出に係る土地の所有者等でない場合、土地の所有者等に当該届出及び法第4条第3項の命令が発出される可能性について、十分な説明を行うこと。                  ※土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると判断される場合には、土地の所有者等（形質の変更に係る土地のうち掘削部分に係るものに限る。）に対して、土壤汚染状況調査等の命令が発出されることから、当該命令等が発出された際に、土地所有者とのトラブルを避けるためにも、事前に土壤汚染が確認された場合等の対応について、十分な説明を行ってください。</p>	
<p>※ 現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場等の敷地の場合</p> <p>以下を明らかにした図面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質使用特定施設の設置場所</li> <li>・現に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地である土地</li> <li>・有害物質使用特定施設が設置されていた工場若又は事業場の敷地であった土地</li> <li>・特定有害物質を含む排水が流れる可能性のある排水経路</li> </ul>	

※ また、届出の際、土地の所有者の全員の同意を得て、先行して指定調査機関による土壤汚染状況調査を実施し、届出と併せて調査結果を報告（規則第25条の3。様式第7）することができます。この報告において調査方法や結果に不備がない場合等は調査命令の対象となりません。

《記載例》

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

金 沢 市 長 殿

届出者 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

氏名又は名称及び住所

法第3条第1項ただし書きを受けた土地における900m<sup>2</sup>以上の形質の変更では、第3条第7項になります。

第3条第7項第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更を行います。

土地の形質の変更が行われる開発事業全体の土地の所在地を記入します。地番表示は全ての地番を記入してください。土地の所在地が多数の地番となる場合には、「別紙地番一覧のとおり」と付記し、土地の地番、面積及び所有者等を記載した一覧表を別紙として添付してください。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地 外〇筆 ※別紙地番一覧のとおり
土地の形質の変更の場所	別添図面のとおり 分割して提出する場合は、全体面積と今回提出面積がわかるように記載します。 (例)全体面積 〇,〇〇〇m <sup>2</sup> 今回提出面積 〇,〇〇〇m <sup>2</sup>
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深	〇,〇〇〇m <sup>2</sup> （うち掘削〇,〇〇〇m <sup>2</sup> 、盛土〇〇〇m <sup>2</sup> ） 最大掘削深さ〇〇m
土地の形質の変更の着手予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 届出日から30日以降で、最初に土地の形質の変更を行う日を記入します。 該当しない箇所は斜線を記載してください。
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称
	有害物質使用特定施設の種類
	有害物質使用特定施設の設置場所
	特定有害物質の種類

稼働中の工場等において900m<sup>2</sup>以上の形質の変更を行う場合は記載してください。3000m<sup>2</sup>以上の形質の変更の場合は、この欄は記載不要です。斜線を引いてください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

《作成例》

土地の所在地が多数の地番となる場合には、以下の例に示すような一覧表を作成し、別紙として添付してください。

別紙

(作成例)

土地の形質の変更となる土地の所在地一覧

NO	所在	地番	地目	土地所有者の住所及び氏名	同意書	備考
1	〇〇市〇〇	1番1	宅地	石川県△△市△丁目△番(株)〇〇	-	
2		1番2	宅地	石川県△△市△丁目△番(株)〇〇	-	「-」：届出者が土地所有者等である場合
3		1番3	畑	石川県〇〇市〇丁目〇番△△△△	○	
4		1番4	畑	石川県〇〇市〇丁目〇番△△△△	○	
5		1番5	田	石川県〇〇市〇丁目〇番△△△△	○	
6	〇〇市〇〇	2番1	…	…	-	
7		2番2	…	…	-	
8		2番3	…	…	-	
9		2番4	…	…	○	
10		2番5	…	…	○	
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						